

1 堀川中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市いじめ防止基本方針」に基づき、「堀川中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) いじめ防止対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学年にも起こりうるものです。本校においてもいじめに該当する事案は見られ、その内容は、冷やかしゃからかい、かげ口や悪口等、言葉による行為が大半を占めており、次いで、仲間はずれや、小突いたり暴力をふるったりするなどの行為が見られます。近年では、携帯電話やパソコンを使い、SNS 上に他を誹謗・中傷する書き込みをするといったネット上での事案が増えています。

(2) 本校の課題

- ・どの学年においてもいじめに該当する事案が見られることから、中学校入学時から卒業まで途切れることなく、未然防止に向けて適切な人間関係づくりができるよう指導の充実に努める必要があります。
- ・冷やかしゃからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多く見られることから、日常から言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。
- ・些細なことで感情のコントロールができず暴力行為に発展することがあるので、日常や学校行事、生徒会活動、部活動等で自制心を育む必要があります。
- ・SNSを利用する際のネットモラルについては、法的責任と倫理的責任を理解し、判断し、行動できるよう、繰り返し指導を行う必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ① いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の理解と抑止を図ります。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り出すとともに、「一人一人がかげがえのない存在であることを自覚し、人間として互いに尊重し合う」心と態度を育てるように努めます。
- ③ 道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に「いじめ問題、命の尊さ、人権問題」について考えさせる機会を設けることで、子どもの社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を心がけ、充実感をもって一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ⑤ 生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会による「いじめゼロ宣言」の宣誓や啓発、相談ポストの設置、いじめに関する授業の実施等）を推進します。
- ⑥ いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるように努めます。
- ⑦ いじめの防止や内容、指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ⑧ いじめ問題に関する指導計画を年間を見通して作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケート（学校生活に関するアンケート、教育相談アンケート等）やアセス、セルフエスティーム検査、校内及び小中合同の教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート「School Days」等を

使用した生徒との日常のやりとり、保護者との情報共有、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守ります。

- ② いじめに関する些細な情報であっても学校の教職員全体が共有し、解消に向けて、迅速に取り組みます。
 - ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒が日頃からいじめに関する悩み等を相談しやすい雰囲気をつくりまします。
 - ④ 生徒や保護者が教職員に対して気軽に相談できるよう、日々の関係づくりに努めるとともに、保健室や相談室等の窓口についても広く周知することで、相談体制の整備に努めます。
 - ⑤ 生徒に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」の活用法を周知し、市教育センターとも連携を図りながら、生徒の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかけます。
- (3) いじめが起きた場合の対応
- ① 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じます。
 - ② いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保します。
 - ③ いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷付けるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
 - ④ いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、対応への理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
 - ⑤ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめの事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
 - ⑥ 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。

(4) いじめ解消に向けた取組

- ① いじめられていた生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ② いじめを行っていた生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ③ いじめを見ていた生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ④ 生徒が、生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ⑤ 部活動、生徒会活動等の縦割り活動や、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ⑥ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ⑦ 重大事態が発生した場合は、4「重大事態への対処」のとおり対処します。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。
- ・ 申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行います。

② 重大事態の報告（法第30条第1項）

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、市長へ事態が発生した旨を報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

③ 重大事態の調査組織

- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査のための組織を設けます。
- ・ 学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努めます。

④ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・ 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。
- ・ 調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とします。
- ・ 調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確に記録します。

- ・ 調査の実施は被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進めます。
- ・ 被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進めます。

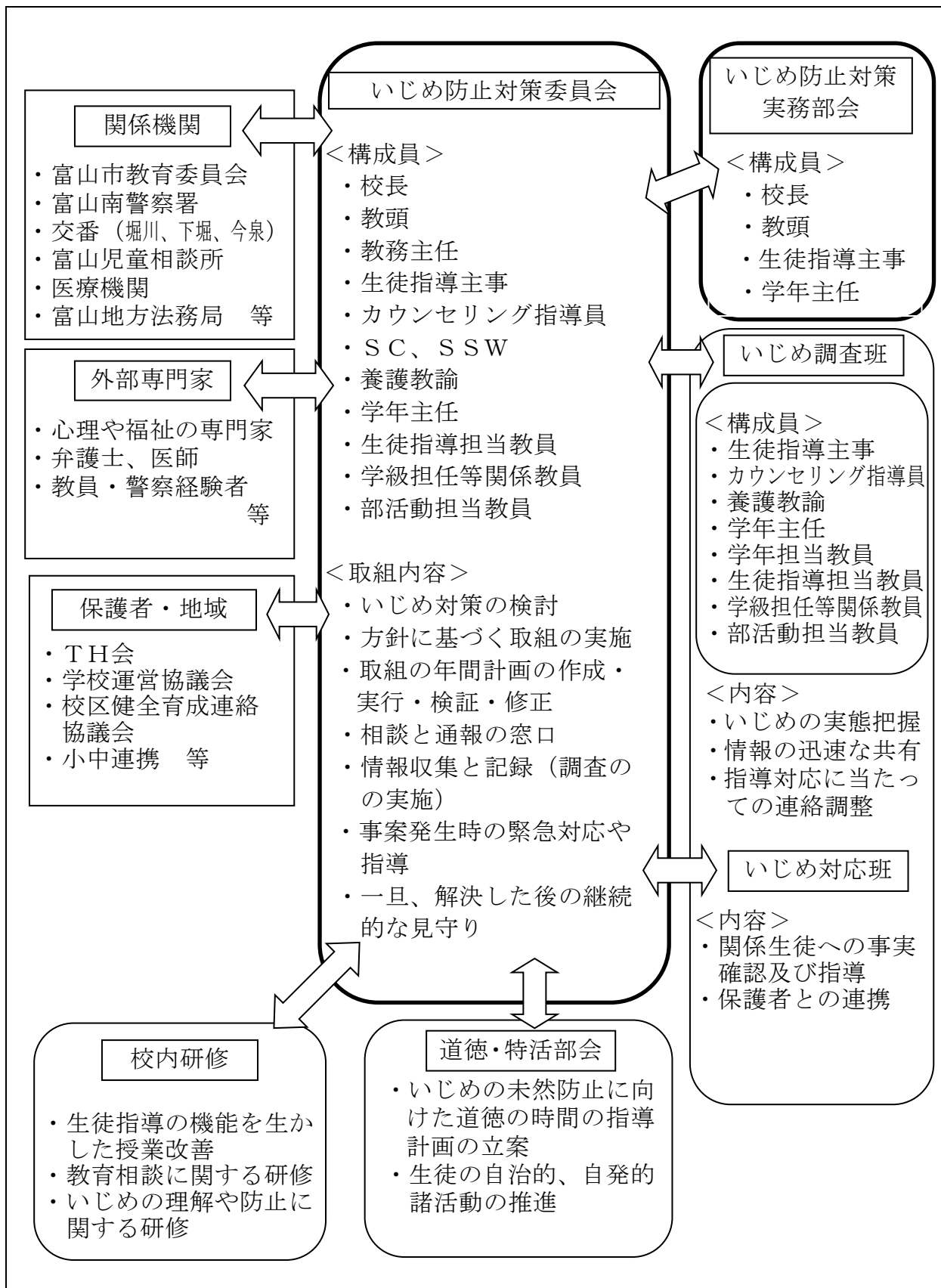
(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・ 調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者に確認します。
- ・ 加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成を図ります。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ防止対策委員会】

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		実務部会
教頭	集 約 調査班班長		実務部会
教頭		集 約 対応班班長	実務部会
教務主任	調査班	対応班	
教務主任	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班	対応班	実務部会
カウンセリング指導員	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	
スクールソーシャルワーカー		対応班	
養護教諭	調査班		
各学年主任	調査班	対応班	実務部会
生徒指導担当教員	調査班	対応班	
学級担任等関係教員	調査班	対応班	
部活動担当教員	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

